

新	旧	備考
<p>貿易一般保険（2年未満個別保険）の取扱いについて</p> <p>平成29年4月1日 17 - 制度 - 00077 沿革 令和4年12月20日 一部改正</p>	<p>貿易一般保険（2年未満個別保険）の取扱いについて</p> <p>平成29年4月1日 17 - 制度 - 00077 沿革 令和4年10月11日 一部改正</p>	
<p>[I] 保険契約締結に係る基本的な取扱事項等</p> <p>9 その他</p> <p>①～② (略)</p> <p><u>③ G7エルマウ首脳声明における国際合意（2022年6月G7エルマウ・サミットにおいて首脳会合コミュニケとして公表された国際合意をいう。）に反する又はそのおそれがある輸出契約等については、この規程で定める他の取扱事項の規定にかかわらず、保険契約を締結しないものとする。仮に保険契約の申込みがなされた場合においても日本貿易保険はてん補する責めに任じない。</u></p>	<p>[I] 保険契約締結に係る基本的な取扱事項等</p> <p>9 その他</p> <p>①～② (略)</p>	
<p>附 則 [抄]</p> <p>附 則 [令和4年12月20日]</p> <p>この改正は、令和5年1月1日から実施する。</p>	<p>附 則 [抄]</p> <p>附 則 [令和4年10月11日]</p> <p>この改正は、令和4年10月12日から実施する。</p>	